

智頭町議会定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日開議

1. 議 事 日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 4 8 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 4 9 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 5 0 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 5 1 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 5 2 号 令和 8 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 5 3 号 令和 8 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0. 議案第 5 4 号 令和 8 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1. 議案第 5 5 号 令和 8 年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2. 議案第 5 6 号 令和 8 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3. 議案第 5 7 号 令和 8 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4. 議案第 5 8 号 令和 8 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5. 議案第 5 9 号 令和 8 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6. 議案第 6 0 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 7. 議案第 6 1 号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 1 8. 議案第 6 2 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 1 9. 議案第 6 3 号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第 2 0. 議案第 6 4 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 1. 議案第 6 5 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 2 2. 議案第 6 6 号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第 23. 議案第 67 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 24. 議案第 68 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 25. 議案第 69 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 26. 議案第 70 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 27. 議案第 71 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 28. 議案第 72 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 29. 議案第 73 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 30. 議案第 74 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 31. 議案第 75 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 32. 議案第 76 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 33. 議案第 77 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 34. 議案第 78 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 35. 議案第 79 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 36. 議案第 80 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 37. 議案第 81 号 智頭町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 38. 議案第 82 号 智頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第 39. 議案第 83 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 40. 議案第 84 号 鳥取市と智頭町との鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 第 41. 議案第 85 号 財産の取得について
- 第 42. 報告第 1 号 令和 7 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 43. 報告第 2 号 令和 7 年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 44. 報告第 3 号 放棄した債権の報告について
- 第 45. 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 第 46. 陳情について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 48 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 49 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 50 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 51 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 52 号 令和 8 年度智頭町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 53 号 令和 8 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 54 号 令和 8 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11. 議案第 55 号 令和 8 年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 12. 議案第 56 号 令和 8 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 13. 議案第 57 号 令和 8 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 14. 議案第 58 号 令和 8 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 15. 議案第 59 号 令和 8 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 16. 議案第 60 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 17. 議案第 61 号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 62 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 63 号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第 20. 議案第 64 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 21. 議案第 65 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 22. 議案第 66 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 23. 議案第 67 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 24. 議案第 68 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 25. 議案第 69 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 26. 議案第 70 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 27. 議案第 71 号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第 28. 議案第 72 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 29. 議案第 73 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 30. 議案第 74 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 31. 議案第 75 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 32. 議案第 76 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 33. 議案第 77 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 34. 議案第 78 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 35. 議案第 79 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 36. 議案第 80 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 37. 議案第 81 号 智頭町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 38. 議案第 82 号 智頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 第 39. 議案第 83 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 40. 議案第 84 号 鳥取市と智頭町との鳥取クレー射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 第 41. 議案第 85 号 財産の取得について
- 第 42. 報告第 1 号 令和 7 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 43. 報告第 2 号 令和 7 年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 44. 報告第 3 号 放棄した債権の報告について
- 第 45. 報告第 4 号 法人の経営状況について
- 第 46. 陳情について

1. 会議に出席した議員（10名）

1 番 古 田 浩	2 番 仲 井 茎
3 番 西 尾 寿 樹	4 番 田 中 賢
5 番 谷 口 翔 馬	6 番 波 多 恵理子
7 番 大河原 昭 洋	8 番 谷 口 雅 人
9 番 岡 田 光 弘	10 番 安 道 泰 治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（14名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		國 岡 厚 志
総 務 課	長	山 本 洋 敬
企 画 課	長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長		福 安 教 男
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課	長	北 村 直 也
地 籍 調 査 課	長	川 本 均
福 祉 課	長	前 田 美由紀
会 計 課	長	村 上 り え
病 院 事 務 部	長	河 村 財 子

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	大 藤 翔 太
書 記	国 本 健

開 会 午後 2時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（安道泰治） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（安道泰治） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番、大河原昭洋議員、
８番、谷口雅人議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（安道泰治） 日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１２日までの８日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月１２日までの８日間と決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（安道泰治） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第２３５条の２第３項の規定に基づき、令和８年３月分から５月分の例月出納検査報告書が提出されました。写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、５月２８日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．議案第４８号から日程第４１．議案第４７号まで ３８案

日程第４２．報告第１号から日程第４５．報告第４号まで ４報告

一括上程

○議長（安道泰治） 日程第４、議案第４８号 専決処分についてから、日程第４１、議案第８５号 財産の取得についてまでの３８議案及び日程第４２、報告第１号 令和７年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第４５、報告第４号 法人の経営状況についてまでの４報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和８年第２回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第４８号から議案第５１号までは、専決処分についてです。

議案第４８号 令和７年度智頭町一般会計補正予算（第９号）については、決算状況を勘案して、地方交付税及び国庫支出金、繰入金などの歳入額を調整するとともに、一般管理費など各事業の歳出額を調整するものです。

議案第４９号 智頭町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正により、軽自動車税の環境性能割が廃止となったこと及び固定資産税の家屋と償却資産に係る免税点の見直しが行われたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第５０号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、子ども・子育て支援納付金分の賦課など所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の安

定的な運営のため、所得割率の見直しを行うものです。

議案第５１号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、町管理物が起因の車両物損に対する損害賠償について和解し、賠償金の額を決定するものです。

次に議案第５２号から議案第５９号までは、補正予算についてです。

議案第５２号 令和８年度智頭町一般会計補正予算（第１号）について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して４月の人事異動等に伴う人件費の調整及び負担率変更に伴う共済費の調整を行うとともに、特別会計、企業会計の人件費の調整等に伴う繰出金の調整を行っています。

総務費の一般管理費では、行政不服審査の申立てに係る負担金及び３月に結審した住民訴訟に係る訴訟代理委託料の増額を計上しています。

財産管理費では、自家用電気工作物点検のための施設保守委託料を減額し、電気使用量デマンド機器購入費への組み換えを行っています。

まちづくり推進費では、航空会社が提供するポータルサイトを活用した、二地域居住・防災モデル実証事業に要する経費を計上しています。

諸費では、障害者自立支援給付費及び令和２年度に受け入れ、基金運用をしていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業などの精算に伴う諸税等還付金の増額を計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計繰出の増額を、障害福祉費では、障害者総合支援システム改修業務委託料の増額を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

衛生費の母子衛生費では、未熟児等養育医療費給付に係る経費の増額を計上しています。

上水道施設費では、上水道事業会計繰出金の増額を、簡易水道施設費では、水質検査の内ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査に係る地元負担軽減のため、簡易水道事業会計繰出金の増額を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、県補助金の認証増に伴う、鹿・イノシシ等防止施設補助金のほか、ＩＣＴ技術を活用した鳥獣罟捕獲システムの導入及び個体群調査に係る支援に要する経費を計上しています。

農業集落排水費では、人件費調整に伴い、農業集落排水事業会計繰出金の増額

を計上しています。

造林事業費では、国補助金などの認証増に伴う、美しい森林づくり基盤整備交付金の増額を計上しています。

土木費の道路新設改良費では、J R用地の測量等に係る経費及び県急傾斜事業の実施に伴う負担金の増額のほか、社会資本整備総合交付金事業の事業費の組み替えを、都市計画総務費では、立地適正化計画策定に係る経費の一部財源の組み替えをそれぞれ計上しています。

下水道事業費では、公共下水道事業会計繰出金の減額を計上しています。消防費の消防施設費では、消防車車載用A E D更新に係る経費の組み換えを、防災費では、防災無線操作卓更新に係る経費の組み換えをそれぞれ計上しています。

教育費の保健体育総務費では、温水プール出入口の自動ドア修繕料を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1, 790万6, 000円の増額であり、補正後の予算総額は、70億6, 790万6, 000円となります。

議案第53号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、国民健康保険システム改修業務委託料の増額を計上しています。

議案第54号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、介護保険システム改修業務委託料の増額を、また、一般会計繰出金の減額をそれぞれ計上しています。

議案第55号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）では、P F O S及びP F O Aに関する水質検査に対する交付税措置の新設に伴い、一般会計繰入金を増額し、簡易水道使用料を減額しています。

議案第56号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）では、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、智頭浄化センター地下汚泥ポンプ取替え工事の事業費の増額を計上しています。

議案第57号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）及び議案第58号 令和8年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）では、いずれも人事異動等に伴う人件費の調整を計上しています。

議案第59号 令和8年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）では、人事異動に伴う人件費の調整のほか、新興感染症対応力強化事業を活用して、新たな

感染症の発生に備えるための入院等設備整備費を計上しています。

次に、条例案件についてです。

議案第60号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び議案第61号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、いずれも国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、宿泊基準額の改正を行うものです。

議案第62号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、旧山郷保育園で開所していた智頭町立子育て支援センターを令和7年度をもって閉所し、令和8年度からちづ保育園内に移転したことに伴い、智頭町立山郷保育園の記載を削除するものです。

次に、人事案件についてです。

議案第63号 智頭町固定資産評価員の選任については、令和8年4月1日付の人事異動に伴い、後任の税務住民課長、福安教男を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第64号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員寺坂英之氏の任期が本年8月29日で満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第65号 智頭町教育委員会委員の任命については、岡 大翼委員の辞職に伴い、後任に小椋進司氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第66号から議案第79号までの智頭町農業委員会委員の任命については、現委員の任期が本年7月19日で満了することに伴い、西川益己氏ほか13名を委員に任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、現委員小屋本弥生氏の任期が本年9月30日で満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、本議会の意見を求めるものです。

次に、その他案件についてです。

議案第81号 智頭町過疎地域持続的発展計画の変更については、地域の持続的発展に関し必要な事業の追記が生じたため、現行計画の一部を変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第82号 智頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議については、予防接種健康被害調査委員

会に係る事務を鳥取県に委託するための協議をすることについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第 8 3 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議については、令和 8 年 3 月 3 1 日付で米子市日吉津村中学校組合が解散したことに伴い、共同設置をする団体から米子市日吉津村中学校組合を削除するための協議をすることについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第 8 4 号 鳥取市と智頭町とのクレ射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議については、鳥取市と岩美町、若桜町及び八頭町と共同で運営する鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に係る規約を一部変更するための協議をすることについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第 8 5 号 財産の取得については、小中学校児童生徒用のタブレット 3 9 5 台を取得することについて、本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

報告第 1 号 令和 7 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書については、ふるさと基金費ほか 1 3 事業の繰越状況について報告するものです。

報告第 2 号 令和 7 年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書については、大目谷川砂防工事に伴う支障水道管移設工事の繰越状況について報告するものです。

報告第 3 号 放棄した債権の報告については、令和 7 年度に放棄した債権について報告するものです。

報告第 4 号 法人の経営状況については、智頭町土地開発公社の令和 7 年度の経営状況説明資料を提出するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安道泰治） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 4、議案第 4 8 号から日程第 4 1、議案第 8 5 号までの 3 8 議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第 5 5 条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第 5 6 条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第 4、議案第 4 8 号 専決処分についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案第48号 専決処分についての説明をさせていただきます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。

令和8年3月27日付で専決処分を行っております。令和7年度智頭町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ4,500万円減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ70億2,814万8,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

歳入について、地方譲与税を476万円、地方交付税を1億5,645万9,000円、国庫支出金を2,600万円、諸収入を2,362万6,000円増額するとともに、財政調整基金繰入金を2億5,584万5,000円減額しております。詳細は6ページのとおり、決算状況を勘案しまして、各歳入費目を調整しております。

次に、8ページをご覧ください。併せて、別に配付しております令和7年度3月補正予算概要（専決）についてもご覧いただきたいと思います。

歳出について、一般管理費を200万円減額するとともに、その他8ページから11ページのとおり、決算状況を勘案して、各事業の歳出額を調整しております。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第49号 専決処分についての補足説明を求めます。

福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案の1ページをご覧ください。議案説明資料は1ページとなります。

議案第49号 専決処分について。これは、智頭町税条例の一部を改正することについて、令和8年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第1

79条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、これは地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、軽自動車税につきまして、環境性能割が廃止され、軽自動車税環境性能割が、軽自動車税と名称変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

また、固定資産税の免税点の引上げが行われ、家屋の免税点を20万円から30万円に、償却資産を150万円から180万円に改正するものであります。

そのほか地方税法の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正も併せて行っております。

この条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日ですが、一部改正の施行期日につきましては、別途規定することとなりますので、附則で定めております。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第50号 専決処分についての補足説明を求めます。

福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案の39ページからご覧ください。

議案説明資料は2ページとなります。

議案第50号 専決処分について。これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和8年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

なお、これは、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、国民健康保険事業の安定的な運営のため、国民健康保険税率を引き上げることについて、所要の改正を行うものであります。

国民健康保険の基礎課税額に係る課税限度額を 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げる。また、本年度から子ども・子育て支援交付金分の賦課が創設されたことから、所要の改正を行うものであります。

子ども・子育て支援納付金分の課税限度額につきましては、3 万円と設定することとされております。

また、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 3 1 万円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 5 7 万円に引き上げを行うものであります。

国民健康保険税率の改正につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割率を 5. 6 1 %、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割率を 1. 7 4 %、介護納付金課税被保険者に係る所得割率を 1. 3 1 %にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 7、議案第 5 1 号 専決処分についての補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案 5 8 ページをお願いします。

議案第 5 1 号 専決処分についてでございます。

法律上、町の義務に属する事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行ったので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案 5 9 ページをご覧ください。

和解の相手先、鳥取県鳥取市菖蒲 6 6 5 - 1、岡山県貨物運送株式会社鳥取支店。支店長代理車井和義。和解の要旨、町は、損害賠償金 1 0 万 9, 1 2 7 円を支払うものとする。事故の概要、国道 5 3 号を岡山県側から鳥取方面へ走行中の

相手方のトラックが積雪により緩んでいた光ケーブルに接触し、その際に光ケーブルが断線したことに伴い、留具が車体に接触したため、車体左側に亀裂が生じたもので、令和8年4月7日付で専決処分を行っております。

以上で報告を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第52号 令和8年度智頭町一般会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第52号 令和8年度智頭町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出の総額に、それぞれ1,790万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を、それぞれ70億6,790万6,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和8年度6月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

概要1ページ、補正予算書では12ページの議会費では、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っています。

12ページから13ページにかけての総務費の一般管理費では、4月の人事異動などに伴う人件費の調整及び行政不服審査の申立てに係る負担金のほか、3月に結審した住民訴訟に係る訴訟代理委託料の増額を計上しています。

13ページの財産管理費では、人件費の調整及び入札結果による自家用電気工作物点検のための施設保守委託料の減額を、また、自家用電気工作物点検の委託業者が変わったことにより、電気使用量デマンド機器購入費への組み換えを計上しております。

13ページから14ページのまちづくり推進費では、人件費の調整及び航空会社が提供するポータルサイトを活用した二地域居住防災モデル実証事業に要する経費を計上しています。

14ページの諸費では、障害者自立支援給付費及び令和2年度に受け入れ、基金運用していた新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に係る事業などの精算に伴う諸税等還付金の増額を計上しています。

14ページから15ページの税務総務費、15ページの戸籍住民基本台帳費、15ページから16ページ。

○議長（安道泰治） 総務課長、ちょっと15ページで待っていただけますか。
もうちょっとゆっくり。ページがついていけないので。
暫時休憩します。

休 憩 午後 3時04分

再 開 午後 3時07分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、15ページからお願いします。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 15ページの戸籍住民基本台帳費、15ページから16ページの統計調査総務費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

16ページの民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整及び国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を計上しています。

16ページから17ページの国民年金費では人件費の調整を、17ページの障害福祉費では、障害者総合支援システム改修業務委託料の増額を、同じく、17ページの老人福祉費では、人件費の調整及び介護保険事業特別会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

同じく、17ページの同和対策費及び18ページ概要では、2ページとなる社会福祉施設費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

同じく、18ページの子育て支援推進費、18ページから19ページの保育園費、19ページの児童館費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

19ページから20ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整を計上しています。

20ページの衛生費の保健衛生総務費では人件費の調整を、同じく、20ページの母子衛生費では、未熟児等養育医療費給付に係る手数料及び扶助費の増額を計上しています。

同じく、20ページ of 健康増進事業費及び21ページの保健師設置費では、人

件費の調整をそれぞれ計上しています。

同じく、21ページの上水道施設費では上水道事業会計繰出金の増額を、同じく、21ページの簡易水道施設費では、水質検査のうちPFOS及びPFOAの検査に係る地元負担軽減のため、簡易水道事業会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

22ページの農林水産業費の農業委員会費及び農業総務費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

同じく、22ページの農業振興費では、県補助金の認証増に伴う鹿・イノシシ等防止施設補助金の増額のほか、ICT技術を活用した鳥獣罟捕獲システムの導入及び個体群調査に係る支援に要する経費を計上しています。

22ページから23ページ、概要書では3ページとなる地籍調査費では人件費の調整を、23ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

同じく、23ページの林業総務費では人件費の調整を、24ページの造林事業費では、人件費の調整及び国補助金などの認証増に伴う、美しい森づくり基盤整備交付金の増額をそれぞれ計上しています。

24ページから25ページ、土木費の土木総務費では人件費の調整を、25ページの道路新設改良費では、JR用地の測量等に係る経費及び県急傾斜事業の実施に伴う負担金の増額のほか、社会資本整備総合交付金事業の事業費の組替えをそれぞれ計上しています。

同じく、25ページの都市計画総務費では、立地適正化計画策定に係る経費の一部財源の組み替えを、同じく、25ページの下水道事業費では、公共下水道事業会計繰出金の減額をそれぞれ計上しています。

26ページの住宅管理費では人件費の調整を、同じく、26ページの消防費の消防施設費では、消防車車載用AEDの更新に係る経費の組替えを、同じく、26ページの防災費では、防災無線操作卓の更新に係る経費の組替えをそれぞれ計上しています。

26ページから27ページ、教育費の事務局費及び27ページの小学校運営費、概要書では4ページとなる中学校運営費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

28ページの社会教育総務費及び中央公民館費、地区公民館費、29ページの

社会教育施設費及び文化財整備活用費、図書館費、社会同和教育費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

同じく、29ページの保健体育総務費では、温水プール出入口の自動ドアの修繕料の増額を、29ページから30ページの学校給食費では、人件費の調整をそれぞれ計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、1,790万6,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、補正予算書9ページから11ページのとおり、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債をもって計上しております。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入、歳出、債務負担行為補正から地方債補正の3区分に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 13ページです。

総務費、一般管理費、18番の行政不服審査第三者機関定額負担金等ありますけども、行政不服審査に関する部分で詳細をお願いします。

○議長（安道泰治） 山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 行政審査不服申立てが2件ございまして、それで県の

審査会にかけるための負担金でございます。

行政審査不服申立ての内容については、課税に関する件でございます。

○議長（安道泰治） 8 番、谷口雅人議員。

○8 番（谷口雅人） 22 ページです。

農業振興費なんですけども、個体群調査というのは、具体的には、いわゆる鳥なんかの場合、足輪をつけたりしてするというようなことを行うんですけど、捕獲したものに標識等をつけてするような意味合いなんではないでしょうか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 個体群調査ですけれども、センサーカメラを15か所設定して、そのカメラに映り込んだ、主に鹿になりますけれども、鹿の出現情報を調査して、その分布状況というものをまとめていくというようなものになります。

○議長（安道泰治） 7 番、大河原昭洋議員。

○7 番（大河原昭洋） 22 ページの同じく、農業振興費の負担金補助及び交付金、鹿・イノシシ等被害防止施設補助金が67万7,000円計上されております。先ほど町長の提案理由にもありましたように、県補助金の認証増に伴うということで、今回の補助金が計上されておまして、これは、この補正で計上されるということは、当初では控えめに計上をされていたものが、県に申請していて認められたという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） これは、当初の段階よりも資材が高騰して、鹿柵の設置費用がかさんだというところでございます。それを県のほうに要望をかけて認証いただいたというものでございます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

9 番、岡田光弘議員。

○9 番（岡田光弘） 14 ページのまちづくり推進費の提案理由でも説明をいただいたと思うんですが、二地域居住の交通費支援事業費補助金が25万円、今回計上してございますが、こちらの支出先と、それから、この補助金の内容について少し説明をお願いします。

○議長（安道泰治） 迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） この事業につきましては、昨年度も事業化しておりま

した国内の航空会社のポータルサイトを活用した事業になりまして、その会社の飛行機を利用された回数、人間が何回使ったかによって、どの方が何回という制限は今は設けていないんですけれども、一応、委託先である航空会社のほうにお金のほう出して、それがポイントという形で飛行機を使った方に還元されるというような仕組みになっております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為補正から地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第53号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 補正予算書36ページをご覧ください。

議案第53号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ193万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億1,656万8,000円とするものです。

歳出につきましては、42ページをご覧ください。

一般管理費で、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、賦課徴収費では、国民健康保険システム改修業務委託料の増額をそれぞれ計上しています。

歳入につきましては、41ページをご覧ください。

一般会計繰入金、財政調整基金繰入金で調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第54号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長(前田美由紀) 補正予算書46ページをご覧ください。

議案第54号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ861万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億149万8,000円とするものです。

歳出につきましては、53ページから54ページをご覧ください。

一般管理費及び介護予防ケアマネジメント事業費、認知症総合支援事業費で人件費の調整を、また、一般管理費では、印刷製本費、介護保険システム改修業務委託料の増額の計上をしています。

一般会計繰出金では、一般会計の重層的支援体制整備事業に係る人件費の調整に伴い、繰出金の増額を計上しています。

歳入につきましては、51ページから52ページをご覧ください。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金で調整しています。

以上で説明を終わります。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第55号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

福安水道課長。

○税務住民課長兼水道課長(福安教男) 議案第55号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計補正予算(第1号)でございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

収益的収入のうち、簡易水道事業収益の総額に変更はありませんが、営業収益

を55万円減額し、564万4,000円に、営業外収益を55万円増額し、1,933万1,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、水道料金と他会計補助金の間で収入の組み替えを行っております。これは、各簡易水道で必要な水質検査のうち、新たに検査の実施が必要となっているPFOS、PFOAの検査実施に際し、町が負担した部分に対して、交付税措置が創設されたことから、集落の負担を軽減することを目的として措置しております。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 今の説明では、国の補助対象になったので、地元の集落の水質検査の費用のほうが減額になったということでございますけれども、簡易水道組合は、どこも零細なところが多いかと思うんですが、それにしても、当初の年度の予算に基づいた執行をされていると思いますが、地元の負担金の軽減分というか、減額になった分というのは、それぞれ組合で、例えば水道料金に反映するとか、そういった影響というのは今後出てきますでしょうか。

○議長（安道泰治） 福安水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 先ほどのご質問ですが、なかなか今回の減額だけで水道料金の変更まで可能であるかという、難しいところはあると思われま。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第56号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案第56号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益を３２３万８，０００円減額し、２億７３４万３，０００円に、また、下水道事業費用を３２３万８，０００円減額し、２億７３４万３，０００円としております。

続きまして、資本的収入及び支出の資本的収入のうち、企業債を４０万円増額、他会計補助金を４万８，０００円減額、補助金を３５万２，０００円増額し、資本的収入総額を１億７，５３７万４，０００円にしております。

資本的支出については、建設改良費を７０万４，０００円増額し、資本的支出総額を１億７，５３７万４，０００円としております。

続きまして、職員給与費につきましては、第３条にありますように、３２３万８，０００円減額し、６６０万円としております。

詳細につきましては、４ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、総経費につきまして、人件費の調整を計上しております。

収益的収入につきましては、人件費の調整に伴う他会計補助金の減額を措置しております。

続きまして、５ページの資本的支出につきましては、建設改良費のうち、処理場建設改良費で、機械単価の上昇による工事請負費の増額を計上しております。

資本的収入につきましては、補助事業実施見込みに伴う下水道債国庫補助金の増額並びに他会計補助金の減額を措置しております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第１３、議案第５７号 令和８年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）についての補足説明を求めます。

福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案第５７号 令和８年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第１号）でございます。

補正予算書１ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益を６４０万６，０００円増額し、

2億5,361万7,000円に、また、下水道事業費用を640万6,000円増額し、2億5,361万7,000円としております。

職員給与費につきましては、第3条にありますように、40万6,000円増額し、725万2,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち、総経費について、人件費の調整と委託料に維持管理適正化計画策定委託業務の追加実施分を計上しております。

収益的収入につきましては、人件費の調整に伴う他会計補助金の減額と維持管理適正化計画策定に係る補助金の増額を措置しております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 今説明いただきました委託料の中の維持管理適正化計画策定業務委託料、今回は600万円計上してございますけども、こちらの増額になった内容について、説明を少しお願いします。

○議長（安道泰治） 福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 維持管理適正化計画策定事業の委託料につきまして、増額となった理由につきましては、本年度計画しておりました山形、山郷集落排水に加えまして、波多集落排水につきましても、追加で交付が決まりましたので、その部分を計上させていただいております。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第58号 令和8年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明を求めます。

福安水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案第58号 令和8年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出のうち、水道事業収益を５９万円増額し、９，０９４万９，０００円に、また、水道事業費用を７６万８，０００円増額し、８，７９３万７，０００円としております。

職員給与費につきましては、第４条にありますように、７６万８，０００円増額し、２，３８９万９，０００円としております。

詳細につきましては、３ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、水道事業費用のうち、総経費につきまして、職員給与費の調整を行っております。

収益的収入につきましては、職員給与費増額の財源を他会計補助金で措置しております。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第１５、議案第５９号 令和８年度智頭町病院事業会計補正予算（第１号）についての補足説明を求めます。

河村病院事務部長。

○病院事務部長（河村財子） 議案第５９号 令和８年度智頭町病院事業会計補正予算（第１号）でございます。

補正予算書１ページをご覧ください。

第２条、収益的収入及び支出につきまして、収益的支出の病院事業費用に９３２万２，０００円を追加し、総額２３億４，０６１万３，０００円としますとともに、第３条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入に６１８万２，０００円を追加し、総額を２億５，８７６万３，０００円、資本的支出に６１８万２，０００円を追加し、総額３億２，３３６万４，０００円とするものでございます。

詳細につきましては、１６ページをご覧ください。

病院事業費用の医業費用に給与費の調整分を計上しております。

同じく、１６ページ、老人保健施設事業費用及び１７ページ、訪問看護事業費用については、人事異動に伴う給与費の調整を行っております。

18ページ、19ページをご覧ください。

新興感染症対応力強化事業として、簡易陰圧装置2台と空気清浄除菌脱臭装置1台を整備するため、資本的支出の建設改良費として、器械備品購入費を措置しています。その財源として、他会計補助金に新興感染症対応力強化事業補助金を充てています。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第60号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書60ページから62ページ、議案説明資料3ページ上段をご覧ください。

議案第60号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、宿泊基準額について、所要の改正を行うものです。

概要につきましては、議案説明資料の2. 概要にあるとおり、国家公務員等の旅費支給規程の宿泊基準額は、実勢価格等に応じて毎年見直されることとなっており、令和7年度調査の結果により改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案書61ページから62ページをご覧ください。

施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第61号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正につ

いての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書 6 3 ページから 6 5 ページ、議案説明資料 3 ページ下段をご覧ください。

議案第 6 1 号 智頭町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、宿泊基準額について、所要の改正を行うものです。

概要につきましては、議案説明資料の 2. 概要にあるとおり、国家公務員等の旅費支給規程の宿泊基準額は、実勢価格等に応じて毎年度見直されることとなっており、令和 7 年度調査の結果により改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案書 6 4 ページから 6 5 ページをご覧ください。

施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 1 8、議案第 6 2 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 議案書 6 6 ページから 6 7 ページ、説明資料 4 ページの上段をご覧ください。

議案第 6 2 号 智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

次のとおり、智頭町児童福祉施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

理由としまして、旧山郷保育園において、開所していた智頭町立子育て支援センターを令和 7 年度をもって閉所し、令和 8 年度から新たな設置場所として、ち

づ保育園内に移転したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要としましては、第２条中の名称、智頭町立山郷保育園、位置、智頭町立中原９９番地１を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日からです。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 ３時４４分

再 開 午後 ３時４４分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１９、議案第６３号 智頭町固定資産評価委員の選定についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書６８ページをご覧ください。

議案第６３号 智頭町固定資産評価委員の選任についてでございます。

本年４月１日の人事異動に伴い、後任の税務住民課長、福安教男を評価委員に選任することについて、地方税法の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者は、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭１７６４番地１、福安教男、昭和４６年７月６日生まれでございます。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 ３時４６分

再 開 午後 ３時４６分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第64号 智頭町固定資産税評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案書69ページをご覧ください。

議案第64号 智頭町固定資産税評価審査委員会委員の選任についてでございます。

選任したい者、八頭郡智頭町大字大背118番地2、寺坂英之、昭和33年3月29日生まれ。これは、固定資産税評価審査委員会委員寺坂英之氏の任期が本年8月29日で満了となりますので、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和11年8月29日までの3年間です。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第65号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書70ページをご覧ください。

議案第65号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

令和8年4月26日で辞任しました岡 大翼委員の後任としまして、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭653番地1、小椋進司、昭和53年12月18日生まれを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和8年7月1日から令和9年9月30日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第２２、議案第６６号 智頭町農業委員会委員の任命についてから、日程第２４、議案第６８号 智頭町農業委員会委員の任命についてまでの３議案を一括して補足説明を求めます。

なお、個別議案についての質疑があるときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いします。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 議案書７１ページから７３ページをご覧ください。

これは、智頭町農業委員会委員に、西川益己氏ほか２名を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により本議会の同意を求めるものです。

議案ごとに、住所、氏名、生年月日をご説明いたします。

議案第６６号 八頭郡智頭町大字波多２２４番地、西川益己氏。昭和３８年１月１５日生まれ。

議案第６７号 大字東宇塚３５１番地、前川義憲氏。昭和２９年１１月８日生まれ。

議案第６８号 大字早瀬１９５番地、長石憲太郎氏。昭和３８年５月２８日生まれ。

なお、任期は、本年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 ３時５１分

再 開 午後 ３時５１分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２５、議案第６９号 智頭町農業委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 議案書７４ページをご覧ください。

これは、智頭町農業委員会委員に、大字大背１０１８番地、谷口貴美恵氏。昭和３９年４月１７日生まれを任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により本議会の同意を求めるものです。

なお、任期は、本年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 ３時５２分

再 開 午後 ３時５３分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２６、議案第７０号 智頭町農業委員会委員の任命についてから、日程第３５、議案第７９号 智頭町農業委員会委員の任命についてまでの１０議案を一括して補足説明を求めます。

なお、個別議案について質疑があるときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いします。

北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也） 議案書７５ページから８４ページをご覧ください。

これは、智頭町農業委員会委員に、青木正篤氏ほか９名を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により本議会の同意を求めるものです。

議案ごとに、住所、氏名、生年月日をご説明いたします。

議案第７０号 大字尾見４６番地、青木正篤氏。昭和２８年６月２６日生まれ。

議案第７１号 大字西野６３１番地、春摘 要氏。昭和３２年６月２日生まれ。

議案第７２号 大字新見２１５番、細山周一氏。昭和５２年７月９日生まれ。

議案第７３号 大字中原１６９番地、葉狩健一氏。昭和２５年８月１６日生まれ。

議案第７４号 大字三吉１８０番地３、浮田益実氏。昭和３１年２月１６日生まれ。

議案第７５号 大字埴師２１３番地、宮内敬介氏。昭和３５年１２月２２日生

まれ。

議案第 76 号 大字三田 220 番地 1、萩原克理氏。昭和 33 年 12 月 23 日生まれ。

議案第 77 号 大字智頭 1775 番地 2、古谷葉子氏。昭和 53 年 3 月 7 日生まれ。

議案第 78 号 大字芦津 159 番地 3、小宮山晃次氏。昭和 35 年 8 月 22 日生まれ。

議案第 79 号 大字南方 1084 番地、草刈満男氏。昭和 25 年 5 月 1 日生まれ。

なお、任期は、本年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第 36、議案第 80 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書 85 ページをご覧ください。

議案第 80 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

これは、現委員小屋本弥生氏の任期が本年 9 月 30 日で満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

人権委員として推薦したい者は、八頭郡智頭町大字波多 311 番地、小屋本弥生氏。昭和 37 年 5 月 18 日生まれでございます。

なお、任期は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの 3 年間です。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第３７、議案第８１号 智頭町過疎地域持続的発展計画の変更についての補足説明を求めます。

迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一） それでは、議案８６ページをお願いします。

議案第８１号 智頭町過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

現行の計画を一部変更することについて、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法及び智頭町議会基本条例の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

詳しくは、議案８７ページ及び８８ページ、説明資料の４ページをご覧ください。

過疎地域持続的発展特別事業として、新たに防災ハザードマップ更新事業、そして、立地適正化計画策定事業の両事業を加えるとともに、その必要性を追記するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第３８、議案第８２号 智頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案書８９ページ、９０ページをご覧ください。

議案第８２号、智頭町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について。

次のとおり、予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県とすることについて、地方自治法第２５２条の１４第３項において準用する同法第２５２条の２の２の第３項本文の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料５ページ上段をご覧ください。

提案理由としましては、予防接種法第１５条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県と行うためのものです。

概要としましては、予防接種健康被害調査委員会に係る事務を鳥取県に委託し、委託事務の管理及び執行、経費の負担など必要な事項を定めるものです。

施行期日は、令和８年７月２日です。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第３９、議案第８３号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 議案書９１ページから９２ページ、議案説明資料５ページ下段をご覧ください。

議案第８３号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

令和８年３月３１日付で、米子市日吉津村中学校組合が解散したことに伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約について所要の改正を行うに当たり、協議するためのものです。

概要につきましては、議案説明資料の２．概要にあるとおり、共同設置をする団体から、米子市日吉津村中学校組合を削除するための協議をすることについて、本議会の議決を求めるものです。

施行期日は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県との協議が調った日から施行し、令和８年４月１日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第84号 鳥取市と智頭町との鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議についての補足説明を求めます。

北村山村再生課長。

○山村再生課長(北村直也) 議案書93ページから95ページ並びに議案説明資料6ページをご覧ください。

これは、鳥取市と智頭町との鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、地方自治法の規定により本議会の同意を求めるものであります。

本町並びに鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町が共同で運営する鳥取クレ射撃場の運営に関する事務の委託に係る規約について、継続的かつ恒常的な業務実態に合わせるため、委託事務の期間を削除するとともに、委託事務を廃止する場合の措置を追加しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長(安道泰治) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 質疑なしと認めます。

日程第41、議案第85号 財産の取得についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長(竹内 学) それでは、議案書96ページをご覧ください。

議案第85号 財産の取得について、ご説明いたします。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

取得する内容ですが、取得する資産、児童生徒用タブレット端末、取得する数量395台、取得の方法、随意契約、これは、鳥取県が県市町村分を一括で購入するためでございます。取得する価格、税込2,172万5,000円でございます。取得する相手方、鳥取県米子市両三柳328、株式会社KOA、代表取締役

役社長、小西慶太。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第４２、報告第１号から日程第４５号、報告第４号については、質疑の終了をもって、報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第４２、報告第１号 令和７年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 報告第１号 令和７年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、３月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、ふるさと基金費ほか１３事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方税法施行令の規定に基づき、報告するものでございます。

説明は以上です。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第４３、報告第２号 令和７年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書についての補足説明を求めます。

福安水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 報告第２号 令和７年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書についてをご覧ください。

これは、地方公営企業法第２６条第１項の規定により繰り越した事業について、同条第３項の規定により、令和７年度智頭町水道事業会計予算繰越計算書を本議会に報告するものです。

次のページをご覧ください。

令和7年度事業で契約しました大目谷川砂防工事に係る支障水道管移設工事において、県発注工事の遅れのため、当該事業を令和8年度に繰り越したものでございます。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第44、報告第3号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。
福安税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（福安教男） 議案書97ページをご覧ください。

報告第3号 放棄した債権の報告についてでございます。

これは、智頭町債権管理条例第14条の規定により放棄した私債権について、第15条の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、98ページの調書をご覧ください。

水道事業会計、水道使用料3件、54万8,720円、事由としましては、債権管理条例第14条1項7号時効の援用でございます。

続きまして、病院事業会計、医療費6件、112万4,687円、事由としましては、債権管理条例第14条1項7号時効の援用でございます。

説明は以上となります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第45、報告第4号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。
酒本地域整備課長。

○地域整備課長（酒本和昌） 議案書99ページから109ページをご覧ください。

報告第4号 法人の経営状況について、ご報告させていただきます。

これは、令和8年4月30日に監査を受け、5月25日に開催の理事会で承認を得ました智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により報告す

るものであります。

それでは、１０１ページ、決算報告書について説明いたします。決算額を中ほどの列に記載しております。

まずは、収益的収支の収入決算額ですが、５，９６１円、これは預金利息になります。

次に、支出決算額ですが、２万７，０００円、内訳は、法人税２万１，０００円と理事報酬６，０００円になります。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、２，０００万円、これは借入金になります。

次に、支出決算額ですが、２，０１１万８，９８０円、これは償還金元金２，０００万円と借入利息１１万８，９８０円になります。

借入状況につきましては、１０７ページに示しております。ここで、ＪＡ鳥取いなばからの借入れを実施していますが、これは資金が不足する短期間をつなぐためのものであり、突発的な支払いが発生した際に必要であるため、措置しています。

次に、１０５ページの財産目録をご覧ください。

資産総額２，９７８万５，１３６円、負債総額は２，０００万１，１６４円、差引正味財産が９７８万３，９７２円で、現金預金明細を１０６ページに示しております。

なお、１０３ページに貸借対照表、１０４ページにキャッシュフロー計算書の関連資料も添付しております。

決算報告は以上となります。

最後に、１０５ページに示す用地についてでございますが、既にご報告している鳥取県が発注者となる小谷川砂防工事についてです。

現在当該用地は、工事関係車両進入路、資材置場等として活用されており、工事開始からの工事進捗はおおむね予定どおりと聞いております。完成時期については流動的ではありますが、現在のところ、令和１０年度までとなっていることを確認しています。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第４６．陳情について

○議長（安道泰治） 日程第４６、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、６月９日から６月１１日までの３日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、６月９日から６月１１日までの３日間を休会とすることに決定しました。

６月８日は午前９時から本会議を開き一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る６月１２日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 ４時１５分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により次に署名する。

令和 8 年 6 月 5 日

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 谷 口 雅 人